

令和8年度 小絹中学校部活動規定について

1 活動規定

(1) 本年度開設する部活動は、次のとおりとする。

※【地】…休日の活動の地域展開を実施する部活動

部活動名	
【地】	野球
	サッカー
	ソフトテニス
【地】	卓球
【地】	バレーボール
	バスケットボール
	吹奏楽
	美術

※部活動以外の団体

陸上競技
水泳
駅伝

※陸上競技、水泳は部活動は開設しないが、中体連主催の大会には参加することができる。

※女子テニス部はクラブ化し、地域展開する。

- (2) 平日の朝練は実施しない、陸上、駅伝の1ヶ月前については活動を認める。(7:20～7:50)
- (3) 月曜日は部活動休養日とする。月曜日が休日となった場合、火曜日を休養日とする。
- (4) 期末、中間テスト前の3日間は、部活動を休止とする。
- (5) 土曜日か日曜日いずれかは、活動をせず休養日とする。ただし、大会もしくは大会直前等の場合には学校長の許可を得て活動を認める。ただし、平日の練習で月曜日以外に1日休養日を設ける。
- (6) 1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおり。(練習試合や大会等の当日を除く。)

	1日当たり		週計
	平日	休日	
中学校	2時間	3時間	11時間

校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間(準備、片付け、移動時間を含まない。)を設定すること。

休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。

- (7) 各種大会等への参加については、事前の承認を必要とする。ただし、宿泊をともなう各種大会は原則として認めない(関東大会、全国大会を除く)。大会参加は、原則月1回程度とする。
- (8) 総体2週間前は部活動の時間を17:00下校とする。
- (9) 部室及び施設用具については常時、安全点検を実施し、保守管理に努める。
- (10) けがや病気で活動できない場合は、必ず顧問に連絡するようにし、無断で欠席することのないようにする。
- (11) 缶ジュース、ペットボトル、菓子類の校内、部室への持ち込み、飲食は禁止する。

2 活動場所

活動場所は以下のとおりとする。

- ・野球部、サッカー部…グラウンド
- ・ソフトテニス部…桜公園
- ・バスケットボール部、バレーボール部…体育館
- ・卓球部…武道場
- ・吹奏楽部…音楽室、3F多目的室、ハーモニー広場、総合多目的室
- ・美術部…美術室

3 入部・退部規定

- (1) 入部は、入部届を学級担任を経て、該当顧問に提出し、受理されたとき入部が認められるものとする。顧問は、健康上不安のある生徒は、保護者と連絡をとるとともに医師の診断書を提出させるなど、健康安全の確保に努める。
- (2) 退部については、学級担任・顧問が、本人及び保護者と十分に相談し決定する。退部届を顧問が受理したとき退部が成立するものとする。(事後指導が大切であり、退部した後どのように生活していくかまで十分話し合う。)
- (3) 転部については、現顧問に退部届を提出し、新顧問に学級担任を経て入部届を提出し、受理されたとき認められるものとする。

4 施設設備、用具使用規定

- (1) 部室は部員の更衣・物品管理を目的として使用し、飲食等それ以外の使用は認めない。
- (2) 部室及び用具庫は、常に整理整頓し、定期的に清掃点検を行う。
- (3) 施設設備の破損、備品用具等の盗難が生じた場合は、顧問が教頭に報告する。
- (4) 無断での用具等の使用、部外者への貸し出しは禁止する。
- (5) 活動場所の最終施錠確認は顧問が責任をもって行う。

5 1年生と3年生の部活動について

- (1) 1年生について
今年度の部活動見学は4/10(金)、14(火)、仮入部の期間は**4/16(水)～24(金)**とし、入部希望者は4/28(火)までに、入部申込書を担任に提出する。入部申込書を提出した時点で、入部を許可したものとする。
- (2) 3年生について
 - ① 各部活総体までを原則とする。活動終了後は生徒それぞれの進路の準備を全力を尽くす。
 - ② 活動終了後特別な理由(入学試験、各種大会等)があり活動が必要な場合は、3年生の部活動について参加を認める。保護者が必要事項を記入して提出することとする。
 - ③ 入試が終わった生徒に関しては、高校でも部活動を参加する意志のある者のみ参加参加許可願を提出の上参加することができる。

6 部活動保護者会について

- (1) 4月30日(木)～5月中旬までに各部で実施する。
- (2) 保護者会では、練習状況や年間計画などを説明する。
- (3) 公式戦や練習試合、コンクールなどの送迎関係や集金関係は特に綿密な打ち合わせをしておく。(部活動ごとに保護者管理でお願いすること)
- (4) 保護者会説明資料は起案をし、管理職、部活動主任に1部提出する。

7 経費

- (1) 令和8年度は、部活動に係る経費の一部を、教育後援会費が補助する。
- (2) 不足する場合は、保護者会での承認を経て集金する。
- (3) 令和9年度からは、各部に必要な経費を集金する。

8 その他の留意点

- (1) 中体連規定・本規定を主体的に守る態度を身につけさせる。
- (2) 長期休業中の練習については、別に定める。